

知って
いますか？

自転車安全利用五則

自転車の主な交通ルール

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

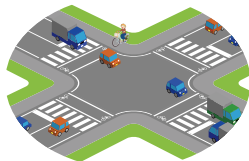
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。そして、道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
(通行部分が指定されていない歩道、普通自転車の場合)



2 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では信号に従い、青信号でも周囲の安全を確認しましょう。一時停止のある交差点では必ず一時停止しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点けなければなりません。
自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。



4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、
自転車に乗ってはいけません。



5 ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
自転車の運転者は他人を乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。
幼児・児童を保護する責任のある方は、幼児・児童が自転車を運転するときは、
幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。
※福岡県では条例で、保護者が乗車用ヘルメット着用の努力義務を負う対象は「未成年者」とされています。

